良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

（別表１）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第 38 条の２第１項｛第１号・第２号・第４号｝の施設の｛建設・改良｝
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の｛建設・改良｝の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。